

「自然の権利」

基金

vol.87

2020年10月7日



事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止請求事件

事件報告 核燃サイクル阻止1万人訴訟

事件報告 奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟

期日情報

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

「山のツバル」で気付いたこと

●事務局より

事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止請求事件

この訴訟は、「淀川水系河川整備計画」（2009年3月）に基づく国営天ヶ瀬ダム再開発事業（天再事業）の違法性を理由として、京都府の事業負担金支出の差止め等を求める住民訴訟です。2015年1月23日の提訴（京都地裁）以来5年を経過しています。

1 天再事業は、天ヶ瀬ダム(1964年完成)のダム湖左岸からダム下流の宇治川左岸まで全長617mのトンネル式放流設備を設置して最大600m³/秒を放流し、ダム設備全体としての放流能力を840m³/秒から1,500m³/秒とし、琵琶湖から淀川河口までの洪水被害防止、京都府営水道の水源確保、関電の発電量の増加を目的としています。事業計画は、現在までに数回変更され、当初総事業費約330億円が590億円に膨れ上がり、2018年度末完成予定が2021年に延期されていました。2019年12月26日には、事業費が約70億円増額され、総事業費は当初から倍増し660億円となりました。

2 争点となっている天再事業の違法性は以下のとおりです。

① 事業目的である治水効果は、トンネル式放流設備がなくても、現存する河川施設の効率的な操作、運用によって実現でき、事業の必要性はない。

② 事業は、ダム上流部から1,500m³/秒という流量確保を前提としているが、ダム上流部にある鹿跳溪谷が狭

小であるために計画流量が確保できず事業目的は達成できず、事業の効果は認められない。

③ 事業は、京都府下の水需要を過大に見積もっており、利水目的からみても必要性がない。

④ 新規放流設備を含む天ヶ瀬ダム関連施設の周辺地盤には、活断層ないし断層が存在し、耐震性その他の河川施設の安全性確保のための技術的基準を充足していない。

⑤ 事業は、琵琶湖、瀬田川・宇治川・淀川の自然生態系への悪影響、自然・歴史的・文化的景観等の破壊をもたらす。

3 これら各争点について、原告側から専門家による証人尋問を申請していましたが、第1審は採用しないまま結審し、2020年6月25日、京都地裁は判決を言い渡しました。

第1審判決は、上記争点についての判断基準を、不当にも、ハッ場ダム訴訟と同様に一日校長事件判決を参考にした厳格な違法性判断基準（重大かつ明白な違法ないし瑕疵）としたため、各争点につき実質的な審理は全くなされておられません。その理由中で、国営事業である天再事業では、京都府には国の通知を尊重して負担金を支払う義務があるとしており、京都府には財務会計上の査をする権限がないというような地方自治の本旨に反する判断であるといえます

原告らは、第1審判決を不服として控訴を申し立てております。控訴審の期日は現時点では指定されていません。

控訴審では、上記判断基準の不当性、各争点についての補充主張を行っていく予定をしております。各争点について、専門家による証人尋問を含め、実質的な審理がなされるべきであると主張して参ります。

(文・写真) 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止事件弁護団
弁護士喜多啓公 (大阪弁護士会所属)



天ヶ瀬再開発事業の概要より

「自然の権利」応援団

自然栽培米ササニシキ、シュトーレンとお菓子のセット、ナキウサギカレンダー 2021 の案内です

環境と健康を考える j&M
「ササニシキ」



ベッカライヨナタンの
シュトーレン



ナキウサギカレンダー 2021



大好評！今年も販売が始まります！

期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

9月11日 14:00～ 口頭弁論

2021年1月22日 14:00～ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】 最高裁判所

2020年5月1日 上告受理申立したのち
最高裁判所の判断待ち

【亀岡駅北&スタジアム問題】 大阪高等裁判所

住民訴訟 10月21日 14:00～ 口頭弁論

取消訴訟 11月19日 13:10～ 判決

【第三次命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

9月17日 10:10～ 口頭弁論

10月29日 13:10～ 口頭弁論

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】 京都地方裁判所

6月25日 判決

7月8日 控訴

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

9月10日 14:30～ 口頭弁論

【馬毛島】 福岡高等裁判所宮崎支部

9月3日 13:30～ 進行協議

【有明】

・小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]

(福岡高等裁判所)

9月28日 11:00～ 進行協議 (非公開)

・請求異議訴訟 (差戻審)

(福岡高等裁判所)

9月30日 13:30～ 口頭弁論

12月7日 13:30～ 口頭弁論 (予定)

事件報告 奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟

1 はじめに

2020年8月4日、奄美嘉徳海岸ウミガメ訴訟の第9回目の裁判期日が鹿児島地裁であり、これまで電話による審理が主でしたが、今回、原告弁護士8名、原告4名が出廷の上、行われました。

2 奄美嘉徳浜ウミガメ訴訟について

奄美大島の嘉徳浜は、ほぼ手つかずの自然が残された希少な砂浜で、嘉徳川という川の河口もあります。浜はウミガメの産卵地であり、また、日本で唯一、最大種のカメ、オサガメが産卵に来たという貴重な砂浜でもあります。また、嘉徳浜には昔から集落があり、アダンの植樹や海への信仰など、人の営みも存在します。

2014年10月、大型台風により、砂浜の背後地にある墓地の間際まで波が迫り、浜がけができるといった被害があり、そこで護岸建設計画の話が持ち上がったのです。しかし、この護岸建設計画には問題があり、十分な検討、分析がなされないまま計画でした。

そこで、嘉徳浜の豊かな自然や生き物、そして自然の砂浜とともにある奄美の文化を守るために工事を止めようと、2019年3月27日に鹿児島県に対して住民訴訟を提訴しました。

3 今回の期日

海岸工学専門家や調査に協力してくださる住民の方々の力があわさって、この裁判で重要な意味を持つ調査結果を踏まえた専門家の意見をだすことができるようになり、この海岸工学に基づく科学的かつ客観的な検証結果を、直接裁判官に訴えかける必要があると判断し、私たちは、出廷することとなりました。

4 3つの論点

海岸工学に基づく、大きく分けて3つの極めて重要な点を私たち弁護団は主張しました。

(1)一つ目は、本件護岸設置は不要という点です。

どうして不要かという理由が、まず、①砂浜が二つの岬に挟まれた「ポケットビーチ」という特徴を持つ嘉徳湾における砂の総量は変化せず、嘉徳海岸の「防災能力」は落ちないという理由です。

海浜の地形は常に変動し、暴浪時に浜から波によって沖側へ移動した砂は海岸砂州を形成して波の力を吸収し、波を弱くする役割を果たします。再び海浜の形状は波の力で元に戻ります。調査結果からも実際に砂が戻ってきているのです。

また、②嘉徳海岸で長期的な汀線の後退は見られず、海岸侵食は全く進行しておらず、③むしろ砂は堆積方向にあるとの現在の状況が鹿児島県提出の資料にも記載があることがあげられます。



鹿児島地裁の前で奄美嘉徳浜弁護団と原告らで撮影

(2)二つ目は、費用対効果が全く認められない点です。

本件護岸設置計画は、海岸事業にあたるどころ、費用便益指針という事業を実施する際のガイドラインが存在します。

しかし、そのガイドラインとはかけ離れた検討が本件ではなされています。

(3)三つ目は、本件護岸を設置すると逆に侵食を招く点です。

本件の計画だと、護岸の前面に十分な浜幅を残すことができず、砂浜による暴浪の緩衝機能が低下し、護岸の前面を逆に侵食させてしまうというのが、海岸工学上、確立した知見です。奄美大島に限らず、日本中の砂浜で、護岸などを設置したことによってかえって侵食を招いたという事例は多く存在します。

5 さいごに

鹿児島県は11月16日に答弁する予定です。

裁判期日の同日、記者会見を開き多くのマスコミの記者に来ていただき、夕方のテレビでニュース番組に取り上げて頂けました。

県は秋にも工事再開を予定しており、これを止めるためには裁判のみならずこの問題を多くの方に知ってもらうこと、そして皆さんに発信してもらうことが重要です。

(写真) 奄美嘉徳浜訴訟弁護団

(文) 弁護士上野孝治



奄美嘉徳浜訴訟へのカンパのお礼

今年2月に奄美嘉徳浜訴訟カンパのチラシを同封したところ、4月時点で約114万円が集まりました。

世界中がコロナウィルスで大変なときに奄美嘉徳浜訴訟にも目を向けてくださり、本当にありがとうございます。

いただいたご支援は、訴訟費用(弁護士・専門家の旅費交通費、調査費用、謝礼、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲)として使用します。心から感謝申し上げます。

核燃サイクル阻止 1 万人訴訟は新局面に

1. 核燃・再処理の成立要件

1993年青森地裁に提訴した再処理・高レベル貯蔵の取消訴訟の口頭弁論は110回を超えていますが未だ結審の見通しはたっていません。

「六ヶ所再処理事業」の成立要件は以下のとおりです。

(1) 社会的有用性（必要性）

高速増殖炉計画（もんじゅ）は破綻し、プルサーマルは頓挫し、再処理してプルトニウムを抽出する社会的有用性（必要性）は失われました。

(2) 法律（原子炉等規制法44条の2・1項）要件

日本原燃の再処理事業変更許可申請に対し、2020年7月29日、原子力規制委員会が適合性審査を終えて変更許可を出したことにより新局面を迎えています。審査対象は以下の4要件です。審査の結果はいずれも要件適合という判断でした。

1号 平和目的利用

余剰プルトニウム（48t）の解消策を示さないまま、抽象的な利用計画が掲げられ、必要量以上の余剰プルトニウム保有が核不拡散及び核兵器転用のおそれの観点から非難されています。2018年7月31日原子力委員会は余剰の削減と六ヶ所工場の運転制限方針を決定しました。

2号 重大事故の発生・拡大を防止するために必要な技術的能力

工場は試運転に入ってから数々の事故・故障を繰返してきましたが、高レベルガラス固化の失敗で運転停止。完工は当初予定よりも25年遅れています。

3号 経理的基礎（経済性）

原発再稼働の停滞、製造MOXの将来的需要が見込めないため再処理工場に経済性（採算性）は見込めず、六ヶ所再処理の総事業費は13.9兆円と試算され、そのツケは消費者に回されるので国民負担は莫大です。

4号 災害の防止上支障がないこと（安全性）

事故誘因 自然現象①地震②津波③火山④落雷

人為事象（但し、故意によるものを除く）

①航空機落下・武力攻撃・テロ②国家石油備蓄基地の火災

重大事故 ①臨界 ②高レベル放射性廃液の蒸発乾固 ③水素爆発 ④有機溶媒火災 ⑤使用済燃料の損傷など

(3) 高レベル廃棄物最終処分方策の確立

処分場探しは難航し、全く目途が立っていません。六ヶ所が最終処分地もしくはなし崩し的に高レベルガラス固化体の最終処分場になるのではないかと県民は危惧し、最終処分地拒否条例制定のための請願署名運動に取り組んでいます。

2. 裁判の争点

前記の事故誘因と重大事故発生の危険性の有無が裁判の争点です。

例えば、再処理工場の直下、周辺の陸域・海域の活断層が動くことによって発生するM8を超える大地震



2020.8.23 東奥日報

と巨大津波が襲う危険性、十和田火山のカルデラ噴火による被災などが指摘されています。

核燃基地は上空を頻繁に飛ぶ航空機墜落の危険に曝され、また9.11のような航空機テロ対策も不十分です。再処理工場は、平常運転中でも大量の放射能を環境に放出します。福島で問題になっているトリチウム放出は無制限（たれ流し）とされ、原発が1年間で放出する放射能を再処理工場はわずか1日で放出するすさまじさです。万が一重大事故が起きた時は工場内にある大量の使用済燃料や高レベル廃棄物などの放射能が放出・拡散し、福島原発事故を優に上回る地球的規模での核災害が予想されています。

3. 原子力政策の転換と再処理工場の廃止を

原発の再稼働に対する世論の反対は大きく、司法の場でも運転差止めの判断が相次いでいます。再処理も八方塞がりの状況にあります。前述のように規制委員会は再処理ゴーの決定を出しました。しかも、再処理廃止の世論は盛上りに欠けているのが実情です。原発ゼロ法案（再処理中止を含む）の可決を急ぎ、無駄で危険な再処理の廃止と本格稼働阻止に向けた全国的な運動の拡大が喫緊の課題と言えます。

原告団は、その一翼を担う形で司法の場での核燃白紙撤回を目標に掲げ闘っています。核のない社会と環境を守ろうとする方々の原告団・弁護団への支援・参加を切にお願いします。

核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団

弁護士 浅石紘爾（青森県弁護士会）

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

8月26日にみなかみ町内の自伐型林業団体が一堂に会して意見交換会が行われ、行政からは副町長ほか担当課長など4名が参加し期待度の高さを感じることができました。今回の参加者を中心に協議会を立ち上げることが満場一致で決定。荒廃した里山を道具と呼ぶのが相応しい小型機械で手入れをしつつ、未利用材の価値を最大限生かして地域経済を循環させるという壮大な試みを支援する協議会になるでしょう。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期 総合戦略」がみなかみ町でも今年策定されました。報告書の中で施策のトップに「森林資源を循環させる」の項目が位置付けられ、SDGs 17の開発目標のうち10項目が当てはまっています。特筆すべきは、『薪ボイラー』の導入を促進して「森林資源循環によるまちづくり」を強力に推進」と明記されていることです。

昨年11月28日の第5回策定会議の中で筆者は「持続可能な社会への道～未利用材を使った再エネ事業の展開～」のテーマで活動報告を行いました。古民家再生から薪ボイラーの導入とそれに伴い薪の製造販売等、木を使ったビジネスを20数年間実践していることを「地域循環共生圏」という概念の中で説明しました。特にふるさと納税の返礼品としての「無有の薪」は年間300件ほど注文があり、200万円以上の税収を町にもたらしている全く新しいビジネスであることを写真を交えて丁寧に解説しました。

担当者は「第2期 総合戦略」を取り纏める前から、「策定して終わりではなく、実行する」と秘めた思いを吐露していたことが印象に残っています。

みなかみプロジェクトが大きな成果として姿を現す日も遠くないでしょう。



みなかみ町自伐型林業意見交換会（撮影 上垣喜寛）

（文）有限会社建築工房無有 代表取締役 河合純男

連載

命はじゅんぐり

愛知県しんしゅう新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。「命はじゅんぐり」のなかで「鳥インフルエンザ騒動に思う」シリーズ（全5回）をご執筆くださり、今回はシリーズ最終回です。

鳥インフルエンザ騒動に思う ⑤ 騒動のビッグプレゼント

名古屋コーチン農場の鳥インフルエンザ騒動により、愛知県による同病の強化モニタリング検査が実施された。鶏など100羽以上の家きん飼養農場が対象で、福津農園の鶏も10羽採血し検査された。その際、家畜保健衛生所の担当者から「おたたくだけニューカッスル病（養鶏者にワクチン投与を義務づけられた法定伝染病。以下NDと略す）の検査もします。ご了承下さい。」と言われた。即OK！心の中では「万歳！！」

実は私の信条として「自然体での養鶏が美味、安全、安心、安価（社会的コストも含めて）で鶏も人も幸せ」があり、一部屋根の無い鶏舎もある。鶏本来の行動ができ、まともな餌が与えられ、雨に濡れない環境にいる鶏は、野生の鳥より抗病性が高い。近縁の野鳥が全滅するほど強毒高伝染性のウイルス以外は怖れるに足りぬと思っている。私が就農した少し前、「豊橋市の養鶏業者が近くの山へNDで死んだ鶏を不法投棄した。」との話は両親から聞いていた。私の子供の頃よりキジやヤマドリが少なくなっている実感もあった。でも全滅はしていない。そこで考えた。元気なスズメなど野生動物に屋根の無い鶏小屋に来て、鶏のエサを食べてもらう。その際少量のNDウイルスを置き土産にする。健康な鶏が土産を体内に取り込む。これがワクチン効果を発揮し、抗体ができる。との筋書きであり、そう行政マンにも説明してきた。上司には「松沢に説明したけど彼らの意思で防鳥措置はしてない」と伝えるようお願いしてきた。そんな経緯もあってのNDチェックである。自然と共存させてもらい、鶏の幸福を願って、よく考え、行政指導にもめげず実践している自分の養鶏法の仮説を、行政機関が認めざるをえない形でいつか実証したいと思っていた。ついにその時が来た。四半世紀余の実績のためか、不思議な程に自説が否定される心配が湧かなかった。結果は「10検体全部抗体あり。それもワクチン接種より立派な抗体である。HI抗体価の幾何平均値は137。」と出た。この結果を行政機関と同時に共有できたことに大きな意義を感じる。しかも無料で。

以前は「けしからん顔」だった行政マンが、結果伝達に来た際の帰り際にポツリ、「ほんとにこういう養鶏がいいんですね。」

一事が万事、見事な自然の調節力を信じ、自然の理に適う農を実践し続けたいと改めて思った。鳥インフルエンザと同様に殺処分で大騒動する口蹄疫や豚コレラについても同じく、改めるべきは「経済優先の工業的畜産のあり方」だと確信した。以後、行政の当農園への対応はずいぶん変わったと感じる。鳥インフルエンザ騒動が私にくれたビッグプレゼントである。

（文）福津農園 松沢政満

「山のツバル」で気付いたこと



今号から、マミー s'日記と各回交替で、
Tuvalu Overviewの遠藤秀一様にコラムを書いていただきます。

皆さん、初めましてこんにちは！南の島国ツバルを軸にして気候変動問題に取り組んでいます遠藤秀一と申します。海面上昇で世界で一番最初に沈んでしまう島国、そう呼ばれ始めたツバルへの初訪は1998年。当時のツバル人の生活は自給自足が主軸。首都の島でも熱帯の森の中に民家が点在する長閑な風景がありました。車もバイクも数えるほどしかありません。散歩していると、あちこちの軒下から声がかかり、バナナをご馳走になったり、ココナッツを飲ませてもらったりと、とても親切にしてもらいました。食い逃げはいけないだろうと、何かお礼ができないか？と尋ねると、食べきれなくて困ってるのだから、食べてくれただけで助かるよ！という豊かな答えに面食らいました。こんな暮らしをしているツバルからは気候変動に影響するような二酸化炭素の排出はありませんが、その時すでに現地では海面上昇の被害が顕在化していました。

この事を沢山の人に知ってもらう事が気候変動防止の第一歩になるだろう、と立ち上げたのがTuvalu Overviewです。講演会、写真展、環境授業、様々な機会を得てツバルのお話をしてきました。そして、問題の根底にある拝金主義からの脱却を目指し、2010年に鹿児島県の霧島連山の裾野に築80年の古民家を買収求め移住しました。「山のツバル」と命名したこの体験施設が目指すのは食とエネルギーの地産地消です。ここでの生活の様子を綴っていきたいと思います。よろしくお願いします。

(文・写真) 特定非営利活動法人Tuvalu Overview 遠藤秀一



事務局より

秋風の心地いい季節。あっという間に10月ですね。「自然の権利」通信は今年最後の発送になります。

6月の通信発送以降、たくさんの皆様より会費や寄付をお送りいただきました。心より感謝申し上げます。なかには、払込用紙の通信欄に裁判応援メッセージを書いてくださった方もいらっしゃいました。ありがとうございました。

さて、事務局になってから早いものでもう6年が経ち、配置換えにともない、事務局が桑原から大村に交代いたします。会員のみなさまには電話やお手紙を通して温かく接していただきまして、本当にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

まだ継続がお済みでない方には、個別にお願いのご連絡をさせて頂く予定です。お忙しいところ恐縮ですがご理解いただけますと幸いです。少し早いですが、来年も応援をどうぞよろしくお願い申し上げます。



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.87

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 シヤ) シゼンノケンリキキン